

いじめ防止等に関する基本方針

川俣町・川俣町教育委員会

目 次

第Ⅰ	いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	川俣町いじめ防止等に関する基本方針策定の目的	1
2	いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	1
	(1) いじめの定義	
	(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念	
	(3) いじめ防止に向けた方針	
第Ⅱ	いじめ防止等のための対策の内容に関する事項	3
1	いじめ防止等のために川俣町及び川俣町教育委員会が実施する施策	3
	(1) いじめ防止等の対処を目的とした「川俣町いじめ防止等委員会」の設置	
	(2) いじめ防止等のために川俣町が進める施策	
	(3) 川俣町教育委員会が進める施策	
2	いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	5
	(1) 学校のいじめ防止等の基本方針の策定	
	(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	
	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化	
3	いじめの重大事態への対処	8
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 重大事態の報告	
	(3) 調査の趣旨及び調査主体	
	(4) 調査を行うための組織	
	(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
	(6) その他留意事項	
	(7) 調査結果の提供及び報告	
	(8) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	

第Ⅲ その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

参考資料

- 資料1 令和3年9月21日付け 事務連絡 「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について」(文科省初等中等教育局児童生徒課)
- 資料2 「いじめ防止対策推進法」
- 資料3 「いじめ防止等のための基本的な方針(文部科学省編)」
- 資料4 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省編)」

は　じ　め　に

子どもは、人と人とのかかわり合いの中で、自己のよさや可能性を認識し、自己肯定感や自己有用感を実感します。また、誰もがお互いのよさを認め合い、支え合い、高め合う温かな人間関係の中で、子どもは自己実現を目指して生き生きと生活し、成長していきます。

子どもが安心して、自分らしい力を発揮して生き生きとした生活をおくるためにも、大人一人一人が、「いじめはどの子にも、どの学校でも、起こりうる」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会を構築することにより、いじめを許さない風土づくりを進めていくことが大切です。

川俣町では、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指し、平成25年6月28日に公布され、同年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71号。）に基づき、いじめの防止等の取り組みを推進するために「川俣町いじめ防止等に関する基本方針」を策定しました。

第Ⅰ いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 川俣町いじめ防止等に関する基本方針策定の目的

川俣町は、いじめ防止対策推進法第12条（地方いじめ防止基本方針）の規定に基づき、いじめの防止及びその解決を図るため、学校と家庭及び地域社会が相互に協力し合い、本町の実情に応じたいじめ防止等の対策に関する基本方針を策定し、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

（地方いじめ防止基本方針）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、法2条（いじめの定義）に規定されているとおり、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インタ

ーネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いにいじめの卑劣さを深く理解し、共に相互の人格を認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くとともに、安心して学校等で学び、豊かな情操と道徳心を身に付け、規範意識を養い、もって様々な活動に積極的に取り組むことができるよう、学校、保護者、地域社会、その他の関係者がそれぞれの役割を自覚し、いじめのない社会の実現に向けて取り組むことを基本理念とする。

(3) いじめ防止に向けた方針

児童生徒のいじめを防止するために、学校及び保護者、地域住民、関係機関等町全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守り育てる役割を果たす必要から、いじめの起きない風土づくりに努める。

① 川俣町として取るべき対応

- (ア) いじめ防止に関する基本的な方向性を定め、これに基づきいじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し実施する。
- (イ) 学校、保護者、地域住民、関係機関等の連携を強化し児童生徒が安心して学び生活できるよう、いじめの予防に向けて啓発活動を推進する。
- (ウ) 児童生徒が安心して心豊かに生活できるよう、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、重大事態発生時においては、発生したいじめの原因や状況等について組織を挙げて適切かつ迅速に対応するとともに、関係機関と連携しその解決に努め、いじめを防止するための必要な措置を講じる。

② 学校として取るべき対応

- (ア) 学校、保護者、地域との連携を図り、児童生徒一人一人を生かす充実した教育活動を展開し、いじめを生まない学校づくりに努める。
- (イ) 教職員は、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうるということを強く意識し、常にいじめを未然に防ぐため組織を挙げていじめ防止等に取り組む体制を整える。
- (ウ) いじめ問題の解決は、校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人が共通意識をもって早期に発見し解決できるよう、学校及び保護者、地域や関係機関が連携を図り、いじめの解決に向け組織的に取り組む。

③ 保護者として取るべき対応

- (ア) どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを親として認識し、いじめに加担しないよう家庭内での指導に努め、日頃からいじめなど悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するように働きかける。
- (イ) 児童生徒のいじめ防止に寄与するために、情報交換をしやすい環境づくりに努め、保護者同士が互いに補完し合いながらいじめの防止等に協働して取り組むようにする。

④ 町民として

- (ア) 児童生徒の健やかな成長を願い、いじめを発見し又は、いじめのおそれがあると思われる場合には、速やかに学校、関係機関等に相談又は連絡するよう努める。
- (イ) 町民主催の行事や青少年育成会の行事等に、児童生徒が積極的に参加し、活動を通してお互いに助け合うなどの雰囲気づくりに努め、地域行事等に参加することにより、望ましい仲間づくりができるように支援する。

第Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

川俣町いじめ防止等に関する基本方針策定の目的に示されているとおり、いじめのない町社会の実現を目指すために、いじめ防止等の対策に関する基本的な方向性を示すとともに、いじめ防止や早期発見・早期対応、いじめの問題解決に向けた対処が総合的かつ組織的に推進できるよう、川俣町いじめ防止等の基本方針を定める。

1 いじめの防止等のために川俣町及び川俣町教育委員会が実施する施策

(1) いじめ防止等の対処を目的とした「川俣町いじめ防止等委員会」の設置

学校及び家庭、関係機関、地域住民等が連携して、いじめ防止を目指すため、学校、教育委員会、警察、民生委員・児童委員、PTA 連絡協議会の代表、その他の関係者により構成する「川俣町いじめ防止等委員会」を設置する。また、教育委員会には教育委員等で組織する「川俣町教育委員会いじめ防止等委員会」を設置する。

なお、重大事態等のいじめが発生した場合は、上記の関係者のうちの第三者等で組織する特別委員会を構成し、発生した重大ないじめ問題に対し、公平性・中立性が確保されるよう努める。

(2) いじめ防止等のために川俣町が進める施策

- ① いじめの防止等の対策を推進するために、必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等に関する必要な措置を講ずる。
- ② 児童生徒に対し、規範意識を育てるための指導等が適切に行われるよう「広報かわまた」、「川俣町青少年育成協議会」及び「川俣地区学校警察連絡協議会」等を活用して定期的に啓発活動を行う。
- ③ 学校と地域が組織的に連携し、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめ防止等のための協力体制を整える。

(3) 川俣町教育委員会が進める施策

- ① 児童生徒に対し、心の通う温かな人間関係を構築する能力の素地を養うために、全ての教育活動をととして道徳教育及び豊かな体験活動等の充実を図る。
- ② いじめ防止等を積極的に推進するための教職員研修を定期的で開催し、いじめの根絶に努めるとともに、学校教育全体をととして積極的な生徒指導を展開することができるよう、教職員の児童生徒理解を一層進め、望ましい教師としての資質・能力の向上を図る。
- ③ 児童生徒及び保護者並びに教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動を推進するために、9月を「いじめ防止等啓発月間」として、いじめ等の防止のための積極的な推進活動を実施する。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめ等に対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずるとともに、学校と家庭及び関係機関と連携して、資料等を配布するなど必要な啓発活動を推進する。
- ⑤ いじめを受けた児童生徒や、その他の児童生徒が安心して学校に登校し正常な教育が受けられるよう、継続的にまたは執拗にいじめを繰り返す児童生徒については、その保護者に対して、いじめを行った児童生徒の出席停止を命ずるなどの必要な措置を講ずる。
- ⑥ 学校から、いじめ等の問題が発生した旨報告を受けた場合は、直ちに教育委員会が組織する「川俣町教育委員会いじめ防止等委員会」を開催し、重大事態への適切な対応ができるよう努める。
- ⑦ 学校の評価及び学校運営等の改善を実施するに当たっては、日頃から一人一人の児童生徒に対する理解の状況、いじめ問題に対する未然防止や早期発見の状況、迅速かつ適切な対応の状況、計画的・組織的な取り組みの状況等を適切に踏まえ、評価・改善を行うよう学校に対して必要な指導・助言を行う。

2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、国のいじめ防止対策推進法の規定に基づいて、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図り、学校におけるいじめ防止等の基本方針を策定し、いじめの早期発見及びいじめへの対処等を学校の組織を挙げて確実に推進する。

(1) 学校はいじめ防止等の基本方針の策定

学校は国の基本方針及び川俣町・川俣町教育委員会の基本方針のもとに、「学校いじめ防止等に関する基本方針」を定め、学校のホームページなどで公開する。

なお、学校はいじめ防止等に関する基本方針には、いじめの防止のための取組及び組織、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、校内研修の充実などを想定し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等に関する全体に係る内容及び年間計画等を盛り込む。

- ① 学校はいじめ防止等の基本方針を策定するに当たっては、策定後の学校の取組を円滑に進めるために、検討する段階から全教職員、保護者（PTA）や地域〔学校評議委員会〕等の方々を参画させて策定するように努める。
- ② 基本方針の策定に当たっては、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、「いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない卑劣な行為である」ことについて、児童生徒が十分に理解できるよう、できるだけ児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保されるよう努める。
- ③ 学校はいじめ防止等に関する基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか否かを定期的に確認し、必要に応じて柔軟に見直しを行うなど、評価と改善に努める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、日頃からいじめの問題等を始め、生徒指導上の課題等に適切に対応できるよう、「いじめ防止等対策委員会」を組織するものとする。

なお、この組織は学校の基本方針の策定や見直し、計画通りに進んでいるかどうかの確認など、PDCA サイクルで検証を行う組織として十分機能するよう努める。また、いじめに対しては、学校が組織的に対応することに加えて、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等、外部専門家等に参加を求める。各学校においてすでに組織している「生徒指導委員会」等の活用も十分考慮する。

① 組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化

学校生活において発生する「いじめ」は、特定の児童生徒に対する単純な「いたずら」から、心身に大きな傷を与える陰湿な「いじめ」までその行為は多種多様である。従って、学校におけるいじめ等の防止への取り組みの基本は、常に「いじめ」を受けた、または受けている児童生徒の立場に立って、教職員が総力を挙げて対応することが重要である。

また、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、特定の教職員による表面的・形式的な判断とならないよう、学校の組織を活用して行うことが大切である。このことを踏まえ、いじめを受けた児童生徒とその他の児童生徒が、安心して教育が受けられるよう必要な措置を講じるとともに、学校におけるいじめの防止等に関する取り組みが、適正に行われるよう努める必要がある。

① いじめの防止

- ◎ 学校は教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。
- ◎ 保護者は、家庭において、子どものいじめを許さない心を育てるために、善悪の判断や正義感、思いやりの心等を育むとともに、日頃から子どもが悩み等を家庭で相談できる雰囲気づくりに努める。

ア いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

イ 集団の一員としての自覚や他を思いやる心を育むことにより、いじめを自分たちの問題として考え、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

ウ 指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を

実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。

エ 教職員の不用意な言動が、児童生徒の心身を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることとならないよう、教職員一人一人が倫理観の高揚に努め、指導の在り方に細心の注意を払うよう努める。

② 早期発見

- ◎ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。
- ◎ いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。

ア いじめは大人の目に付きにくく時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は十分認識し、児童生徒の些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。

イ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒の学校生活及び日常生活において、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校はいじめ等の有無の実態を把握するため、定期にいじめの実態調査や教育相談を実施し、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

エ インターネット上で行われるいじめに対しては、保護者や関係機関と連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、必要に応じ専門家から直接指導や講話等を受けるなどの研修の機会を計画する。

オ 学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について予め定めておく。

カ 学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応する。

③ いじめへの対処

- ◎ 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として組織的に速やかに対応する。

イ いじめを受けた児童生徒に対しては、共感的対応に努めるとともに、いじめの状況に合わせた継続的なケアを行うことが必要である。また、いじめを行った児童生徒に対しても、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で継続的な指導及び支援を行う。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む

ウ いじめが、暴行や傷害等の犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大に被害が生じると判断した場合は、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童生徒の保護に当たることが重要である。

エ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

A いじめに係る行為が止んでいること。

(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること。)

B 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(いじめが再発する可能性が十分にある得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

④ 地域や家庭との連携

ア 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。

イ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤ 関係機関との連携

ア いじめ問題への対応においては、学校や学校の設置者と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であるため、日頃から、双方の担当者が、情報を共有できる体制の構築に努める。

3 いじめの重大事態への対処

学校及び教育委員会は、学校等において当該児童生徒が生命や心身に重大な被害を生じた疑いがあると認められる場合や、学校に在籍している児童生徒が30日程度の相当

の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、いじめ等による重大事態が発生したものと理解する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大な事態に至ったとの申し立てがあった場合は、学校が調査等の結果「いじめではない」または「重大事態とは言えない」と判断しても、重大な事態が発生したと受け止め、早急に調査・報告に当たることが肝要である。

(1) 重大事態の意味

児童生徒がいじめを受け、生命の安全が脅かされ、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合とは、次のような場合である。

◎ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 児童生徒が身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 児童生徒が金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 児童生徒が精神性の疾患等を発症した場合
- ⑤ 児童生徒が相当の期間（30日以上）、学校を欠席することを余儀なくされた場合、ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、相当期間にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査する。
- ⑥ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

学校において、上記の事態が発生した場合には、いかなる状態であっても重大事態が発生したものと受け止め、調査・報告等の対応を行うものとする。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を速やかに町長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

学校は重大事態が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は町長に発生状況を速やかに報告する。その際、教育委員会は町長の意見を聞き重大事態に関する調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断し決定するものとする。

- ① 教育委員会又は学校は、「重大事態」が発生した場合、速やかに、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 教育委員会または学校は、調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を迅速かつ適切に提供する。
- ③ 教育委員会は重大事態に対処するため、学校が調査を行う場合は、客観的な事実

を速やかに調査できるよう、指導・助言及び必要な支援を行う。

- ④ 学校の調査において、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果が得られないと判断した場合や、今後の学校における教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が積極的に調査を実施する。

なお、いじめを受けた児童生徒または保護者が望む場合には、教育委員会または学校が行う調査と並行して、町長による調査または町長の指示による調査を実施する。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会または学校が、その事案が重大事態であると判断した場合は「川俣町教育委員会いじめ防止等委員会」が直接調査に当たる。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない委員を推薦するものとする。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

調査の目的は、重大事態に至る要因となった「いじめ」が、どのような背景により引き起こされたかを明らかにすることである。

そのためには、事実関係を明確にすることが肝要であり、重大事故に至ったいじめ行為が、いつまたはいつ頃から誰によって行われ、その状況はどんなものであったか、いじめを生んだ背景や事情、児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校の教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を、可能な限り明確にする必要がある。

したがって、重大事態に関するいじめの調査に当たっては、下記事項を理解の上適切に調査を行い、事実関係をしっかりと把握し、かつ調査結果を重んじ事故の再発防止に取り組むことが重要である。

① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

ア いじめを受けた児童生徒から、事実関係について十分に時間を取って聴き取る必要がある。他の児童生徒や教職員に対する調査も、いじめを受けた児童生徒を守ることを最優先にした調査を行うことが大切である。

イ いじめを受けた児童生徒に対しては、児童生徒の精神的・身体的状況に応じた継続的なケアを行い、共感的理解に立った調査が必要である。また、併せて落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援等を行うことも重要である。

さらに、いじめを行った児童生徒に対しても様々な事情や心情を十分聴取りし、いじめた事実確認をするとともに指導を行い、いじめ行為を止める。

② いじめを受けた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

ア 児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、保護者の要望・意見を十分に聴取しながら重大事態の発生に至った経緯についてあらゆる角度から調査を行う。

イ 当該児童生徒の保護者への聴取等により、知り得た情報については、今後の調査・方法等について保護者の理解を得て、必要に応じその他の児童生徒や教職員及び、その他の保護者等に対する質問紙調査や聞き取りによる調査を行う。

③ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という痛ましい重大事態が発生した場合は、その後の自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施することからが必要である。この背景調査については、「児童生徒の自殺は起きたときの調査の方針」（平成23年3月子どもの自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考に調査することが望ましい。

ア 遺族は背景調査等の実施について、切実な心情や感情を持つことをしっかりと認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、調査結果についてはできる限り納得いく納得いく説明を行う必要がある。

イ 学校の児童生徒及び保護者に対しては、できるだけ早急に保護者会などを開催して、正確な情報のもと事故発生の事実及び今後の事故防止策等について説明を行うことが必要である。

ウ 学校または教育委員会は、遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族の理解を得ることが必要である。

エ 情報の発信及び報道機関等への対応については、児童生徒のプライバシーへの配慮に十分意を尽くし、正確で一貫した情報の提供に努める必要がある。

オ 亡くなった児童生徒の尊厳の保持はもちろんのこと、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道機関への対応は特別の注視が必要である。なお、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である。

（6） その他の留意事項

いじめ等による重大事態が発生した場合は、事の重大性をしっかりと認識し、教育委員会は義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止の措置やいじめを受けた児童生徒が現在就学している学校の指定の変更や、区域外就学等の弾力的な対応を検討するとともに、学校と保護者及び当該児童生徒の希望や要望を十分尊重するよう

努める。

(7) 調査結果の提供及び報告

教育委員会並びに学校は、いじめ等によって発生した重大事態に対応するため調査を行った場合は、その調査結果を速やかにいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査により判明した事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

① いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を調査終了後速やかに説明することが望ましい。その際、事故の発生に至るまでの経緯や日時・時間等について整合性があるかどうか等について十分関係機関と協議し正確な調査結果を持って説明することが大切である。

② 調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に速やかに報告するものとする。

(8) 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

町長は、調査結果の報告を受け、その報告が重大事態への対応または重大事態と同等の事態であると認められ、その防止のために必要と判断した場合には、町長が自ら再調査を行うことができる。

① 再調査

町長は学校または教育委員会から重大事態等の調査結果の報告を受け、その報告に係る重大事態の対処または、重大事態の再発防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができる。

再調査は、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する必要がある。

② 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、「川俣町いじめ防止等委員会」で行う。委員は、委員会の委員と町長が任命する専門的な知識を有する者のうち、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者で構成する。

③ 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、重大事態への対処または、重大事態等の発生防止のための措置をとる。また、再調査を

行ったときは、町長は、その結果を議会に報告する。

第Ⅲ その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

「川俣町いじめ防止等に関する基本方針」は、国の基本方針が３年の経過を目処として、法の施行状況等を勘案し見直しを検討することとしているところから、本町においては３年が経過した時点において、必要に応じて適宜見直すものとする。

なお、川俣町教育委員会は、「川俣町いじめ防止等に関する基本方針」並びに各学校が策定した「学校におけるいじめ防止等に関する基本方針」を公表することができるものとする。

平成２６年９月 決定
令和 ４年９月 一部改正